

（仮称）JFAナショナルフットボールセンター設置に係る基本協定書

千葉県（以下「県」という。）と公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という。）は、（仮称）JFAナショナルフットボールセンター（以下「本施設」という。）の県立幕張海浜公園への設置に向けて相互に協力することとし、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、協会が都市公園法（昭和31年法律第79号。以下、「法」という。）及び千葉県立都市公園条例並びに関係法令等の定めるところに従い、県立幕張海浜公園内において、本施設を法第2条第2項の規定による公園施設として設置することに向けて必要な基本的事項を定める。

（相互協力）

第2条 県と協会は、本施設の設置に向けて、地域の振興や活性化、サッカー振興など双方の発展に資するよう相互に協力するものとする。

（施設の設置内容）

第3条 本施設は、法第2条第2項に基づく公園施設として、協会が県から法第5条第1項の規定による設置許可を受け設置するものであり、本協定締結後、県との協議及び許可を経て確定する内容を実施するものとする。

（施設の設置範囲）

第4条 本施設の設置範囲は、別添図の範囲内とする。

（施設整備に係る費用の負担）

第5条 本施設の整備に係る費用については、協会が負担する。

（地域貢献）

第6条 協会は施設設置にあたり、県、千葉市及び地元関係団体の意向を踏まえ、地域への貢献に努力するものとする。

2 県は協会に対し、地元調整において必要な支援を行うものとする。

（周辺環境の整備）

第7条 県は協会が設置する本施設の整備に合わせ、必要に応じて、周辺環境の整備を推進していくものとする。

（協定の期間）

第8条 本協定は、協定締結後から本施設が供用開始又は設置不可となった時点までの期間とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は協定変更の必要若しくは疑義が生じたときは、別途、県と協会で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県と協会それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

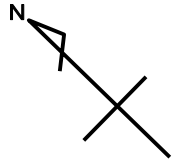
平成 27年 9月 11日

千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事


東京都文京区本郷3丁目10番15号
公益財団法人 日本サッカー協会
会長


幕張海浜公園全図

別添図



凡例


 幕張海浜公園の区域


 公園施設設置許可申請可能範囲

